

遠別町マスコットキャラクター「モモちん」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠別町のイメージアップを図ることを目的に作製した、遠別町マスコットキャラクター（以下「モモちん」という。）の使用に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「モモちん」とは、別図第1号に定める「遠別町マスコットキャラクターモモちん」をいう。

(使用の申請)

第3条 モモちんを使用しようとする者は、あらかじめ遠別町マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用の許可又は不許可)

第4条 町長は前条の申請書を受理したときは、申請書の使用目的及び使用方法等が適当であるかどうかを判断し、使用を許可する場合は、遠別町マスコットキャラクター使用許可（不許可）通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとし、使用を許可しない場合も同様とする。

(使用対象範囲)

第5条 町長は、申請書を受理した際、モモちんの使用目的及び使用方法等が次に掲げるものに該当すると認められるときは、当該申請を許可しないことができる。

- (1) 遠別町のイメージを損なうおそれのあるもの。
- (2) 消費者の利益を損なうおそれのなるもの。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的として使用するもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) その他使用させることが不適當であるもの。

(使用料)

第6条 マスコットキャラクターの使用料は無料とする。

(使用にあたっての遵守事項)

第7条 第4条の規定によりキャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定するモモちんの作製目的を十分理解し使用すること。
- (2) モモちんを第三者に使用させてはならない。

(使用承認の取り消し等)

第8条 町長は、次に掲げる事項に該当する場合にあっては既に与えた使用の許可を取り消し又は使用を停止することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

(使用期間)

第9条 モモチンを使用することができる期間は、承認を受けた日から5年以内とする。ただし、再度第5条に規定する申請を行うことを妨げない。

(商標登録の制度)

第10条 第4条の規定により使用許可を受けた使用者が、モモチンを自己のものとして商標登録することはできないものとする。

(補則)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別図第1号 (第2条関係)

遠別町マスコットキャラクター「モモチン」



様式第1号 (略)

様式第2号 (略)